

アウトライン

- P&I 戦争危険担保の限度額は 2022 年度も引き続き 5 億米ドルとなっています。
- 生化学兵器等リスクは引き続き除外条項ですが、乗組員に関する船主責任及び訴訟関係費用については、3,000 万米ドルを限度額として引続き追加の特別担保が可能です。
- これら担保のある部分は、2015 年再承認法(TRIPRA)および 2019 年テロリズム危険保険プログラム再承認法(公法 Public Law 116-94, 133 Stat. 2534)により改正された 2002 年米国テロリズム危険保険法の要件に従っています。

メンバー各位、

**P&I 戦争危険特別担保、生化学兵器等追加担保及び
2019 年再承認法により改正された 2002 年米国テロリズム危険保険法****P&I 戦争危険特別担保**

2022 年 2 月 7 日の理事会において、保険約款第 5 条 E 項ただし書に従いメンバーに提供している P&I 戦争危険特別担保の枠組みにつき検討が行なわれ、2022 年 2 月 7 日付理事会決議文“A”に従い、2022 保険年度もメンバーに同担保を提供することを決議しました。

2022 保険年度における P&I 戦争危険特別担保の条件は、5 億米ドルの担保限度額と、一船舶一事故につき免責金額を 5 万米ドルをとすることを含め、前保険年度と変更ありません。

これまでの保険年度と同様、P&I 戦争危険特別担保の対象となるのは、保険約款第 5 条 D 項に規定した加入船舶の適正価額(上限を 5 億米ドルとみなす金額)、あるいは船舶戦争保険者から回収可能な金額のいずれか高い金額を超過するクレームのみとしています。

特別担保条件の全文は次の通りです。「本保険契約では、船舶戦争保険あるいは乗組員に関する船主責任特約の下で回収可能な金額を、超過する部分のクレーム金額を支払うものとする。ただし、当該船舶の適正価額を超える(当該クラブの加入条件により適用される)担保限度額、あるいは 5 億米ドルのいずれか低い金額(用船者加入船舶ではなく船主加入船舶に適用)までを限度額とし、さらに一出来事につき 5 万ドルを免責額とする。」

戦争リスクに関する保証状あるいは保険証券に基づきクラブが支払った場合、メンバーは標準的な船舶戦争保険の船主責任特約の下で回収された、もしくは回収が可能な金額となる範囲で当クラブに補償することになります。

生化学兵器等クレームに対する担保

理事会はまた、「生化学兵器等除外条項」によって P&I 戦争危険特別担保から除外されているすべての P&I 責任に関して、乗組員のリスク及び訴訟関係費用について、3,000 万米ドルの担保限度額とすることを含め、前保険年度と同様に生化学兵器等クレームを担保すると決議しました。

本担保に関するクレームで、2022 保険年度のクラブのリテンション限度額である 1,000 万ドルを超えるクレームについては、引き続き国際グループ・クラブでプールされます。

本特別担保の条件は 2022 年 2 月 7 日付理事会決議文“B”に記載されています。主な条件は以下の通りです。

1. 担保範囲は、グラウンド・アップ(つまりメンバー個々の免責額を超える金額)とし、一船舶一事故につき(あるいは一事故から発生する一連の出来事につき)3,000 万米ドルまでを限度とします。
2. 3,000 万米ドルの担保限度額は、当該船舶の全利害関係者に対し、一船舶あたりの総額として適用されます。これは事故の利害関係者の数にかかわらず、また(例えば船主、用船者、再用船者等が)異なる P&I クラブに加入しているか否かに関係ありません。
3. この担保には、リスク総額が過大にならないよう、解除条項(24 時間通告)を設けています。
4. 特定情勢不安定地域については、理事会の裁量により除外することができます。
5. 本特別付保に対する追加保険料はありません。

担保に関する通知 - 2015 年再承認法(TRIPRA)および 2019 年同再承認法(Public Law116-94, 133 Stat. 2534)により改正された 2002 年米国テロリズム危険保険法(TRIA)

米国テロリズム危険保険法 (TRIA)を 2027 年 12 月 31 日まで 7 年間、再延長するための 2019 年テロリズム危険保険再承認法(Public Law116-94, 133 Stat. 2534) (“TRIPRA”)が 2019 年 12 月 20 日に法制化されました。

理事会の決議に従い、メンバーに提供される P&I 戦争危険特別担保及び生化学兵器等追加担保のある部分は、2015 年及び 2019 年の再承認法 (TRIPRA)により改正された 2002 年米国テロリズム危険保険法(以下同法)の要件に従って作成されており、同法第 102 条 1 項において定義され、同法第 103 条 c 項の要件を満たす「テロ行為」により生じた損失を担保します。

「テロ行為」と認められた事柄から生じた損失のてん補金は、連邦法で定めるプログラムに基づき合衆国政府から一部回収できます。本プログラムでは、合衆国の支払う割合は、西暦 2021 年には、保険者がその免責金額を差引いて支払ったテロリズム損失てん補金の 80%、西暦 2022 年にも 80%となっています。

改正された同法も従来同様、政府の損害補償についてのトリガー(補償の適用条件)を規定しています。つまり、「テロ行為」と認められた事柄から生じた損害について、保険業界全体の総損失額が一定の金額、あるいはトリガー金額を超えなければ、保険会社は政府の損害補償を受けられません。西暦 2020 年から西暦 2027 年までのトリガー規定は 2 億米ドルです。また、この規定は、同再承認法の年間プログラム期間内に総保険損失額が 1,000 億米ドルを超えた場合、政府はこの超過額の支払い義務はなく、いかなる保険会社も、免責適用後のてん補額が 1,000 億米ドルを超える部分については責任を負わないとしています。

この「テロ行為」担保のために追加保険料はかかりませんが、1 加入トン当たり 0.25 セントの保険料が同法に従ったこの合衆国リスクに割り当てられていると見なされています。

UKP&I クラブ 日本支店